

新型コロナウイルス感染症対策

(公財)岐阜県産業経済振興センター

◆対象期間 令和2年2月27日～3月13日(今後2週間程度)

(全所的対策)

1 来客者・職員のマスク着用

新型コロナウイルスは、感染から発症までの潜伏期間が長く、また「非発症感染」の報告も上がっており、健康な職員・来客者が感染していないとは限らない。

- ・面談時等のマスク着用奨励
- ・来客の方に次回以降の電話、メール相談を促す。
- ・職員への除菌対策知識の周知 例) 取り込まない・持ち込まない・拡げない

2 手洗い・アルコール消毒の徹底

事業所の出入り口、トイレや給湯室などにアルコール消毒薬、石鹸等を設置し、これの利用促進を図る。

- ・来客者に対する手洗いの依頼
- ・職員の手洗いの徹底 出勤時・2時間おき・昼休み

3 殺菌消毒・除菌消臭グッズの利用

殺菌消毒に必要な除菌グッズを購入し、面談ブースやデスク周りに設置あるいはドアノブ、スイッチ、ボタン、複合機やPCなどの「モノ」に対する消毒を行う。

- ・アルコールペーパーを各課に配布。ブースでの面談後に使用又は各自のデスク、電話をアルコールシートで1日1回除菌する。
- ・クレベリン、空気清浄機を設置して職場内の除菌の徹底
- ・トイレや室内の電気スイッチ、ドアノブ等をアルコール除菌を各課交替で行う。

4 所内会議・出張の制限

密室あるいは狭い空間で、数十分から数時間、濃厚接触をする会議は極力減らす。また、出張、航空機や新幹線等、長時間不特定多数の人と空間を共にするリスクを回避するため、長距離移動を伴う出張はさせない。

なお、私的な旅行等については、各自の判断によるものの、上記に準じて協力を求め、

不要不急の遠出や不特定多数が集まる会合等への出席は、できるだけ避ける。

5 時差出勤の実施、徒歩・自転車・自動車通勤の奨励、相乗りの自粛

満員電車やバスに乗車させないため、ピーク時間を少しずらす時差出勤制度を認める。
また、可能であれば徒歩・自転車・自動車通勤へ変更する。

なお、省エネで自動車の相乗りをしている場合は、極力一人で乗車するようにする。

6 出勤できない状況に対応する準備、あるいは出勤者をできるだけ減らす準備をする。

今後、もし、パンデミックが起きた場合に備え、新型コロナウイルスパンデミックのピーク期間に、「そもそもセンターとして維持しなければならない事業は何か？」という検討と絞り込みを行っておく。(BCP参照)

7 職員の健康管理

職員への新型コロナウイルス対策知識の周知

- ・こまめな検温、体調不良（おおむね37.5度以上の高熱）の職員に対して自宅静養を奨励する。
- ・同居者に感染者が出た場合、休暇を取得してもらう。
- ・十分な睡眠を確保する。バランスのよい食事を心がけ免疫力を高める。

「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」はこちら